

平成 28 年における 特許審決取消訴訟の概況

弁護士 井上 義隆^{*} 弁護士 小林 英了^{**}



要 約

平成 28 年（暦年）に知的財産高等裁判所により言い渡され、裁判所ウェブサイトに掲載された特許審決取消訴訟に係る判決の概況を報告する。本報告は、平成 22 年から継続して行っている報告の平成 28 年版である。なお、平成 22 年はパテント 64 巻 3 月号、平成 23 年はパテント 65 巻 6 月号、平成 24 年はパテント 66 巻 9 月号、平成 25 年はパテント 67 巻 7 月号、平成 26 年はパテント 68 巻 8 月号、平成 27 年はパテント 69 巻 8 月号にそれぞれ掲載されている。

いわゆる当事者系（無効審判）に係るものを「第 1」において紹介する（井上担当）。そして、いわゆる査定系（拒絶査定不服審判）に係るものを「第 2」において紹介する（小林担当）。

目次

第 1 当事者系の審決取消訴訟の概況（井上担当）

- 1 新規性・進歩性に関連する取消事由
 - (1) 発明の要旨認定
 - (2) 引用発明の認定／一致点・相違点の認定
 - (3) 容易想到性の判断
 - ア 動機づけ
 - イ 阻害要因
 - ウ 顕著な効果
- 2 訂正・補正要件に関連する取消事由（新規事項の追加）
- 3 記載要件に関連する取消事由
 - (1) 実施可能要件
 - (2) サポート要件
 - (3) 明確性要件
- 4 その他取消事由等
 - (1) 拡大先願
 - (2) 取消判決の拘束力
 - (3) 一事不再理効

第 2 査定系の審決取消訴訟の概況（小林担当）

- 1 進歩性
 - (1) 一致点・相違点の認定
 - (2) 容易想到性の判断
- 2 その他の拒絶理由
 - (1) 発明該当性
 - (2) 実施可能要件
 - (3) サポート要件
 - (4) 明確性要件
- 3 手続違背

第 1 当事者系の審決取消訴訟の概況（井上担当）

平成 28 年の特許審決取消訴訟（当事者系）の概況は、表 1 のとおりである⁽¹⁾。知財高裁の各部ごとに、事件数（判決言渡し件数）、審決を取り消した件数、審決を維持した件数をカウントした。カウントに際しては、特許庁における無効審決／不成立審決、また、特許権者から見て有利／不利という観点から振り分けを行った。なお、括弧内の数字は、新規性・進歩性に関する取消事由について判断がなされた件数をカウントしたものである。

事件数は 73 件であった（表 1 の「75 件」には重複してカウントした件数が含まれている。脚注 1 参照）。平成 25 年は 104 件、平成 26 年は 83 件、平成 27 年は 70 件であったことから、事件数の減少は下げ止まった感がある。特許権者に有利な割合は、全体として 65% であり、昨年（平成 27 年）の 53% より増加していた。各部における「有利な率」にはバラつきが認められるものの、事件数が限られており、また、事案も異なることから、各部における判断傾向まで読み取ることまでは困難であろう。

以下、平成 28 年の特許審決取消訴訟（当事者系）の裁判例を適宜分類しながら、概説する。

^{*} KSI パートナーズ法律特許事務所

^{**} 大野総合法律事務所

表 1 平成 28 年の特許審決取消訴訟（当事者系）の概要

係属部	事件数 (新/進)	無効審決 22 件		不成立審決 53 件		特許権者の有利・不利		
		取消 (新/進)	維持 (新/進)	取消 (新/進)	維持 (新/進)	有利 (新/進)	不利 (新/進)	有利な率 (新/進)
1 部	11 (9)	0 (0)	1 (1)	1 (0)	9 (8)	9 (8)	2 (1)	82% (89%)
2 部	24 (20)	0 (0)	3 (3)	9 (6)	12 (11)	12 (11)	12 (9)	50% (55%)
3 部	12 (12)	2 (2)	2 (2)	3 (3)	5 (5)	7 (7)	5 (5)	58% (58%)
4 部	28 (25)	7 (6)	7 (5)	0 (0)	14 (14)	21 (20)	7 (5)	75% (80%)
合計	75 (66)	9 (8)	13 (11)	13 (9)	40 (38)	49 (46)	26 (20)	65% (70%)

1 新規性・進歩性に関連する取消事由

(1) 発明の要旨認定

発明の新規性及び進歩性を判断するにあたっては、当該発明と引用発明の相違点の有無、その内容を認定する前提として、「リパーゼ事件」最高裁判決⁽²⁾に従い、発明の要旨認定が行われる。

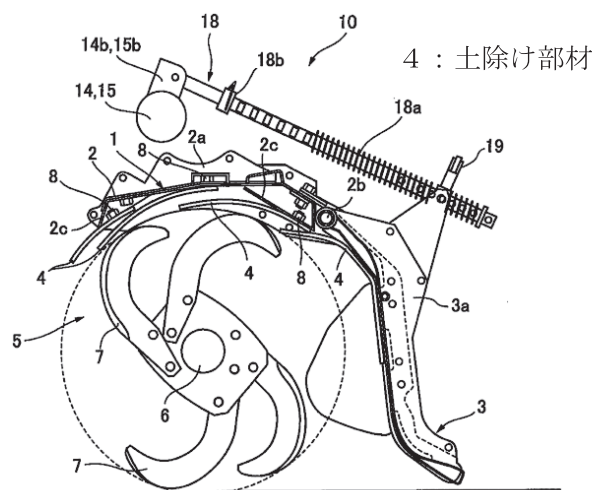
「二重脛形成用テープ事件」⁽³⁾は、「延伸可能でその延伸後にも弾性的な伸縮性を有する合成樹脂」というクレーム文言について、その技術的意義は明らかであるものの、他のクレーム文言（「二重脛形成用テープ」）も考慮すると、その技術的意義を一義的に明確に理解することができないとして、明細書の記載を参酌することは許されると判示した。他のクレーム文言を踏まえると技術的意義を明確に理解できないというのは、あくまで両クレーム文言間の問題であり、当該クレーム文言の技術的意義の理解とは異なる問題であると思われ、「リパーゼ事件」最高裁判決との整合性に疑問なしとしない。

(2) 引用発明の認定／一致点・相違点の認定

引用発明は、本件発明との対比に必要な技術的構成について、引用例における記載を基礎として、客観的、具体的に認定されるべきものである。したがって、引用発明の認定は、本件発明との一致点・相違点の認定と表裏の関係にある。

引用例に開示がなされているか否かは、本件発明の構成要件の技術的意義と絡めて問題となることが多い。「ロータリ作業機のシールドカバー事件」⁽⁴⁾は、本件発明の構成要件である「・自重で垂れ下がる、弾性を有する土除け部材」における「自重で垂れ下がる」とは、片持ち梁である「土除け部材」の端部寄りの部

分が単なる物理現象として自重で垂れ下がることを意味するのではなく、「ロータリ作業機本体の振動に伴って、その振動時の振幅が最大限発揮する程度の弾性を有することによる、技術的意義のある現象としての『自重で垂れ下がる』ことを意味すると解すべき」とし、引用例に当該構成が開示されているとした審決の判断は誤りであると判示した⁽⁵⁾。



本件発明

なお、当事者が主張した引用発明の構成が審決において採用されず、また、その理由が審決書に記載されていないことに関して争われた事件として、「アモルファス酸化物薄膜事件」⁽⁶⁾がある。同事件では、最判昭和 59 年 3 月 13 日（昭和 54 年（行ツ）第 134 号）民集 141 号 339 頁〔非水溶性モノアド染料の製法〕を引用の上、審決書には当事者主張に係る引用発明の構成を採用しない場合にはその理由を明示することが好ましいとしつつも、本件では引用例に当事者主張に係る引

用発明の構成が記載されているとは認められない点も考慮の上、審決には取り消すべき違法はないと判示した。

(3) 容易想到性の判断

容易想到性は、主引用発明に相違点に係る構成を適用することが動機づけられるかという評価に基づき判断される。

ア 動機づけ

[肯定]

動機づけを肯定した裁判例とその要旨は次のとおりである。主引用発明に適用する構成が周知技術に至っている場合には、動機づけが肯定されやすい傾向にある(①②)。一方、同構成が公知技術に留まる場合には、技術分野の共通性、課題の共通性等から動機づけの有無が慎重に認定される傾向にある(③)。なお、その適用によって主引用発明が有する課題が害される場合には容易想到性が否定される傾向にあるが、これを肯定した事案もある(④)。

①「立体網状構造体製造装置事件」⁽⁷⁾は、引用発明の技術分野における周知技術であるとして、これを当該引用発明に適用しようとする動機は十分にあり、相違点に係る本件発明の構成とすることは容易に想到できると判示した。

②「車両用ルーフアンテナ事件」⁽⁸⁾は、引用発明に当該周知技術を適用することに格別の困難性がないことを根拠として、本件発明の構成は容易に想到できると判示した。

③「タッチパネルシステム事件」⁽⁹⁾は、技術分野の共通性、操作を多様又は容易なものとするは本技術分野における内在する技術的な要求であること等を理由として、主引用発明に副引用例に記載の構成を追加することは容易に想到できると判示した。

④「照明装置事件」⁽¹⁰⁾は、主引用発明が有する光の均一化の課題に基づき、これに相違点に係る構成(周知技術)を適用すると、薄型化という一般的課題が害されるとして容易想到性を否定した審決の判断について、「引用発明において、光の均一化と装置の薄型化の要請を比較考慮の上で、上記周知技術を適用し、相違点1に係る本件発明の構成を備えるようにすることは容易に想到することができた」として容易想到性を肯定し、上記審決の判断は誤りであると判示した。

[否定]

動機づけを否定した裁判例とその要旨は次のとおりである。「2つの段階」「容易の容易」というキーワードを用いて動機づけを否定した裁判例(①②)、引用例における課題の記載の有無を重視した裁判例(③)がある。なお、動機づけの不存在と阻害要因の存在とは相対的なものであり、両者の境界を明確に線引きすることは困難である(④)。

①「ロータリ作業機のシールドカバー事件」⁽¹¹⁾は、副引用発明から容易に想到し得た構成を主引用発明に適用することは、「2つの段階」を経て相違点に係る本件発明の構成に想到することであり、格別な努力が必要であるとして、容易想到とは言えないと判示した。

②「平底幅広浚渫用グラブバケット事件」⁽¹²⁾は、相違点に係る一部構成を主引用発明に適用し、この適用によって生じる新たな課題を解決するための構成(相違点に係る残りの構成)を適用することは、いわゆる「容易の容易」に該当するとして、当該相違点に係る構成の容易想到性を肯定することはできないと判示した。なお、「容易の容易」であることをもって直ちに容易想到性を否定することに反対する見解もある⁽¹³⁾。

③「半導体装置および液晶モジュール事件」⁽¹⁴⁾は、副引用例に相違点に係る構成が開示されている場合であっても、当該構成は耐マイグレーション性を向上させるという課題を解決するための構成であることが記載されていない以上、当該課題を解決するために、主引用発明に当該構成を組み合わせる動機づけは生じないと判示した。

④「照明装置事件」⁽¹⁵⁾は、主引用発明に相違点に係る構成を採用することは、主引用発明の特徴的部分を欠くことになり、主引用発明の技術的思想に反することになるとして、動機づけを認めることはできないと判示した。

イ 阻害要因

阻害要因は、引用発明の技術的意義が失われるという観点から認定されることが多い(①②)。主引用発明の目的や課題と無関係な構成であれば、その適用により主引用発明の構成を変更する必要が生じる場合でも、阻害要因とはならないと判示した裁判例もある(③)。

①「加湿器事件」⁽¹⁶⁾は、引用発明における相違点に係る構成を(本件発明の構成に)置き換える動機づけを否

定するとともに、引用発明が予定する所望の効果が損なわれるとして、かかる置き換えには阻害要因があると判示した。

②「スクリーポイント事件」⁽¹⁷⁾は、引用発明に相違点に係る構成を適用することは、引用発明の目的（課題）に反するとして阻害事由があるとする原告〔特許権者〕の主張について、引用発明の目的（課題）は原告主張のものとは異なり、相違点に係る構成を適用することは、この目的に反するものとはいえないとして、阻害事由があるとする原告主張を排斥した。

③「横型冷蔵庫事件」⁽¹⁸⁾は、技術分野及び課題が共通していること等を理由として、主引用発明に副引用例に記載された事項を適用する動機づけを肯定し、また、その適用に際して主引用発明の構成を変更する必要性が生じるものの、かかる変更は主引用発明の目的とは無関係であり、当業者が適宜採用し得る設計的事項にすぎないとして阻害事由にはなり得ないと判示した。

ウ 顕著な効果

当該発明の構成を容易に想到することができる場合であっても、当該発明が「顕著な効果」を奏する場合には例外的に進歩性が肯定される。

「気道流路および肺疾患の処置のためのモメタゾンフロエートの使用事件」⁽¹⁹⁾は、「顕著な効果」により進歩性が肯定されるには、当該効果が明細書に記載されている、あるいは、当業者が明細書の記載に技術常識を当てはめれば読み取ることができることを要すると判示した。

2 訂正・補正要件に関連する取消事由（新規事項の追加）

「新規事項の追加」（17条の2第3項、134条の2第9項、126条5項）に該当するか否かは、当業者によって、明細書又は図面のすべての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係において、新たな技術的事項を導入しているか否かにより判断される（「ソルダーレジスト事件」⁽²⁰⁾）。

「ピタバスタチンカルシウム塩の結晶事件」⁽²¹⁾は、特許請求の範囲における「ピタバスタチンカルシウム塩」を「粉碎されたピタバスタチンカルシウム塩」とする訂正について、本件明細書の記載から、当該「粉碎」は①「粉末 X 線回折測定を試料として使用することを目的とする粉碎」ではなく、②「医薬品用の原薬

として使用することを目的とする粉碎」であると解釈した上で、本件明細書には、クレームに規定される粉末 X 線回折測定の数値が②の粉碎が行われた「ピタバスタチンカルシウム塩」を対象としていることを示す記載は無く、また、①②の粉碎態様の差により粉末 X 線回折測定の数値が異なること等を理由として、上記訂正について「新規事項の追加」の禁止に該当するとした審決の判断に誤りはないと判示した。明細書に記載されている文言をクレームに追加するだけの訂正であっても、当該文言の解釈により「新規事項の追加」に該当する可能性があることに注意が必要である。

「臀部拭き取り装置事件」⁽²²⁾は、当初明細書には便器と便座との間隙を形成する手段として「便座昇降装置」のみを記載し、他の手段について何の記載も示唆もない以上、発明特定事項（「便座昇降装置」）を削除し、「便座昇降装置」以外の手段を導入した本件補正は、「新たな技術的事項」を追加するものであるとして、「新規事項の追加」に該当すると判示した。「新規事項の追加」に該当するか否かは、明細書又は図面のすべての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係で判断すべきことを厳格に捉えた裁判例と言える。

3 記載要件に関連する取消事由

（1）実施可能要件

実施可能要件を満たすためには、当業者が明細書及び図面の記載並びに出願当時の技術常識に基づき、①当該物を生産できかつ使用できるように具体的に記載すること、②当該方法により物を生産できかつ使用できるように具体的に記載することが求められる（「炭酸飲料事件」⁽²³⁾）。また、この要件は、特許請求の範囲に記載された全ての発明について満たす必要がある。

「透明薄膜電界効果型トランジスタ事件」⁽²⁴⁾は、本件発明（「ホモロガス化合物 $\text{InMO}_3 (\text{ZnO})_m$ ($M = \text{In}, \text{Fe}, \text{Ga}$, 又は Al , $m = 1$ 以上 50 未満の整数) 薄膜を活性層として用いることを特徴とする透明薄膜電界効果型トランジスタ。）」について、実施可能要件を満たすためには、全範囲の「 m 」について製造できることが必要であるところ、本件発明の出願時において、当業者は「 m 」が 5 以上の薄膜の作成は極めて困難であると認識しており、また、本件明細書にもその作成方法の記載がないとして、実施可能要件違反を認定し

た。

このような判示を踏まえると、出願時点において製造が困難と認識されている範囲の構成については、同様の効果を奏することが想定される場合であっても、これが含まれないようにクレームすることが求められ、出願後に製造可能となった構成については、均等侵害を主張すべきであろう。

(2) サポート要件

サポート要件の適合性は、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、①発明の詳細な説明に記載された発明で、②発明の詳細な説明の記載又はその示唆により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かにより判断される（「偏光フィルムの製造法事件」⁽²⁵⁾）。

「減塩醤油類事件」⁽²⁶⁾は、本件発明1の課題を「食塩濃度が7~9w/w%と低いにもかかわらず塩味があり、カリウム含量が増加した場合の苦みが低減でき、従来の減塩醤油の風味を改良した減塩醤油を提供することである」と認定の上、本件明細書の実施例等の開示内容から、課題が解決できると認識できることが直接示されているのは、食塩濃度が9w/w%の場合のみであり、「食塩が7w/w%である減塩醤油について、本件出願日当時の技術常識及び本件明細書の記載から、本件発明1の課題が解決できることを当業者は認識することはでき」とし、サポート要件違反を認定した。

一方、同じく数値限定発明についてサポート要件を満たしていると判示した事件として「炭酸飲料事件」⁽²⁷⁾がある。同事件では、複数の成分量を規定した数値限定発明について、その範囲を広くカバーする実施例までは開示されていなかったものの、「それぞれの数値範囲を逸脱した場合に、本件訂正発明の課題が解決できない旨が本件訂正明細書に十分記載されており、換言すれば、それらの数値範囲内であれば、当業者は、本件訂正発明の課題が解決できると理解するものといえ、また、そのような理解を妨げるような本件出願当時の技術常識があったとは認められない。」とし、サポート要件を満たしていると判示した。後者の

裁判例は、数値限定発明において、サポート要件違反を認定されないために、いかなる内容を明細書に記載すべきかについて指針を与える裁判例であると言える。

なお、「オキサリプラチニムの医薬的に安定な製剤事件」⁽²⁸⁾は、（明確性要件と同様）サポート要件を判断する場合に、出願経過や審判における対応等を参酌することは、かえって、特許が付与された権利範囲が不明確となることから、これらを考慮することは相当ではないと判示した。

(3) 明確性要件

明確性要件は、特許請求の範囲の記載のみならず、願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮し、また、当業者の出願時における技術的常識を基礎として、特許請求の範囲の記載が、第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確であるか否かという観点から判断される（「オキサリプラチニムの医薬的に安定な製剤事件」⁽²⁹⁾）。

「水洗便器事件」⁽³⁰⁾は、「略連続」というクレーム文言について、「当業者は、その技術水準に従い、繋ぎ部分の段差、隙間をできるだけ又はほぼなくすものと理解できるのであり、段差の許容限度を認識する必要はない。」とし、明確性要件を満たすと判示した。

いわゆるプロダクト・バイ・プロセス（PBP）・クレーム最高裁判決⁽³¹⁾は、物の発明についての特許に係る特許請求の範囲にその物の製造方法が記載されている場合に、出願時において当該物をその構造又は特性により直接特定することが不可能であるか又はおよそ実際的でないとする事情（「不可能又は非実際的事実」）が存在するときに限り、当該特許請求の範囲の記載が特許法36条6項2号にいう明確性要件に適合すると判示し、PBPクレームは原則として明確性要件に違反することを明らかにした。

もっとも、「ローソク事件」⁽³²⁾は、「特許請求の範囲にその物の製造方法が記載されている場合であっても、当該製造方法の記載が物の構造又は特性を明確に表しているときは、当該発明の内容をもとより明確に理解することができるのであるから、このような特段の事情がある場合には不可能・非実際的事実の主張立証を要しないと解するのが相当である。」と判示し、「不可能又は非実際的事実」の存在が求められるPBPクレームは限定されるべきことを明らかにした。「二重

「形用テープ事件」⁽³³⁾も同様に限定されるべきことを判示した。

4 その他取消事由等

(1) 拡大先願

先願明細書に記載された発明（先願発明）と「同一」の発明については特許を受けることができないところ（拡大先願：29条の2）、この「同一」は「相違点がある場合であっても、両者が実質同一である場合」を含む概念とされている（特許庁審査基準第III部第3章拡大先願）。

「照明装置事件」⁽³⁴⁾は、先願明細書に記載された先願発明は本件発明の課題を有していないこと、先願発明に相違点に係る本件発明の構成を付加する必要がないこと等を理由として、相違点は課題解決のための具体化手段における微差ではなく、実質的な相違点であると判示し、本件発明は先願発明と「同一」ではないと判示した。

(2) 取消判決の拘束力

取消判決には拘束力が生じ（行政事件訴訟法33条1項）、これに抵触する判断をすることは許されないが、訂正後の発明にも拘束力が及ぶかが問題となる。この点について、「図書保管管理装置事件」⁽³⁵⁾は、訂正により相違点の認定が若干異なるに至った場合であっても、訂正により影響を受けない容易想到性に関する判断には前取消判決の判断の拘束力が及ぶと判示した。また、「平底幅広浚渫用グラブバケット事件」⁽³⁶⁾は、訂正がなされたことから取消判決の拘束力は及ばないとしつつも、実質的に変更のない相違点に関する容易想到性を争うことは訴訟上の信義則に反すると判示した。

(3) 一事不再理効

「ロータリーディスクタンブラー錠及び錠事件」⁽³⁷⁾は、一事不再理効を定める特許法167条の「同一の事実及び同一の証拠」について、同条は改正により第三者効が廃止され、当事者等にのみ効果が及ぶことになったことから、これを狭義に解することは相当ではなく、確定した前審決と主引用例が同一、副引用例も多数が共通する本件審判における原告〔無効審判請求人〕の主張は同条に該当し許されないと判示した⁽³⁸⁾。

第2 査定系の審決取消訴訟の概況（小林担当）

平成28年の拒絶査定不服審判（特許）の審決に対する取消訴訟の概況は、表2のとおりである⁽³⁹⁾。知財高裁の各部ごとに、事件数、取消判決数、維持判決数、取消率（出願人に有利な判決の確率）を算出した。なお、括弧内の数字は、新規性・進歩性に関する取消事由について判断がなされた数及び取消率である。

表2 平成28年の特許審決取消訴訟（査定系）の概要

係属部	事件数	取消	維持	取消率
1部	12 (8)	0 (0)	12 (8)	0% (0%)
2部	23 (20)	8 (7)	15 (13)	35% (35%)
3部	8 (5)	0 (0)	8 (5)	0% (0%)
4部	17 (12)	3 (3)	14 (9)	18% (25%)
合計	60 (45)	11 (10)	49 (35)	18% (21%)

審決の取消率は、各部でばらつきが見られたものの、平成25年（24%）、平成26年（17%）、平成27年（25%）からは大きな変動は見られなかった。また、事件数は61件であり、平成25年（139件）、平成26年（99件）、平成27年（64件）と比べると、事件数は減少傾向にある。なお、個人出願に係る事件は17件であり、うち本人訴訟は9件であった。

1 進歩性

進歩性の有無について争われる事案では、主に、一致点／相違点の認定誤り、相違点についての容易想到性の判断誤りの有無が争われる。容易想到性の判断においては、動機付けの有無が問題とされるところであるが、相違点が周知技術にすぎないとして動機付けの有無を特に問題としない事案も見られた。本稿では、審決と知財高裁とで判断が分かれた事案を中心に紹介する。

(1) 一致点・相違点の認定

「再構成可能命令セル・アレイ」事件⁽⁴⁰⁾では、審決は、引用発明について、「・・・前記主演算装置は、トライマランをベースとしたコンパイラであって、再構成可能なアレイを異なる構成へと統合させるステップ

を有するプロセッサ用命令セットを生成するコンパイラを含む主演算装置・・・が開示されていると認定し、本願発明は引用発明と周知技術に基づき容易想到であると認定した。

これに対し、知財高裁は、「コンパイル」には、「ソースコードのオブジェクトコードへの変換」（第 1 の意義）、「PLD の開発手順における論理合成と配置配線」（第 2 の意義）として用いられているところ、引用文献に開示されたコンパイラは、PLD の開発段階で ROM に格納するコンフィグレーションデータを作成するために用いられるものである（第 2 の意義）と認定し、（第 1 の意義としての）「プロセッサ用命令セットを生成するコンパイラ」を含むと解する余地はないとして、本願発明のコンパイラが開示されているとした引用発明の認定に誤りがあると判断し、一致点の認定に誤りがあるととして審決を取り消した。

（2）容易想到性の判断

ア 「自己乳化性の活性物質配合物」事件⁽⁴¹⁾

審決では、本願発明と引用発明との間に、脂質成分の含有量（相違点 1）、脂質成分について「50℃を超えない融点を有する」「12 を超えない HLB を有し」との特定の有無（相違点 2）、配合物につき「脂質成分および配合剤成分を含む分子分散体を含む」との特定の有無（相違点 3）、「自己乳化性」との特定の有無（相違点 4）があると認定し、これら相違点について容易想到性を肯定した。

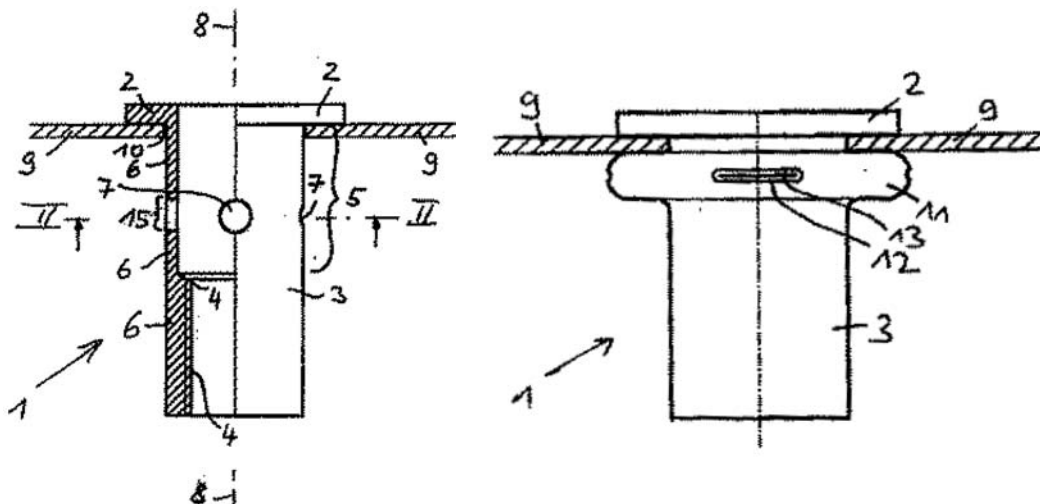
知財高裁は、引用発明が「固体分散製剤」であるからといって、直ちに薬物の結晶を含まないとはいえないとして、「本質的に活性物質の結晶を含まない」点を

相違点（相違点 5）と認定しなかった審決の認定には誤りがあるとした。

その上で、相違点 1 から 5 までの要素は相互に無関係ではなく、本件審決が相違点 1 から 4 までを「独立の相違点と評価した上で」これらの相違点に係る構成をそれぞれ容易に想到し得るかを判断したことは適切ではなく、「相違点 1～4 及び看過した相違点 5 を同時に達成することが容易に想到できるか否か検討する必要がある」とする。そして、（引用発明の）固体分散製剤が当然に自己乳化性を示さない以上、相違点 1～3 及び 5 の構成を備えれば当然に相違点 4 の構成を備えたことになるわけではないので、「相違点 4 に係る構成の容易想到性が肯定されなければ」、本願発明は容易に想到し得たものではないとして、相違点 4 について検討をした。そして、相違点 4 について、課題解決の方法として、「自己乳化性製剤が常に最適であると考えられていたわけではなく、固体分散製剤よりも自己乳化性製剤の方が好ましい等の技術常識はない」ことから、引用文献には自己乳化性製剤とすることについて記載も示唆もないとして、「自己乳化性」に係る相違点 4 は容易に想到できたものではないと判断して、審決を取り消した。

イ 「盲鋳素子及びその使用」事件⁽⁴²⁾

本願発明は、変形後に環状隆起の形の環状止め頭部を形成すること、軸部において複数の穴が変形区域の中央の周範囲にのみ存在するものであり、変形区域の中央の周範囲に穴を設けることによって、応力的に弱い部分を形成し、折り曲げる際の起点となることを内容とする発明である。



【本願発明【図 1】（頭部：2、変形区域：5、穴：7）及び【図 4】】

審決は、引用発明では、管状部の先端部に雌ねじ又はボルト用受入れ部を持っておらず、止め頭部が拡開部 9 であり、拡大溝孔 6a によって複数の狭幅部 4a を持っている点で本願発明と相違すると認定した上で、刊行物 2 及び周知技術に基づき容易に想到できたと判断した。

知財高裁は、引用発明は、拡大溝部 6a により特に応力的に弱い部分を形成して、スリット（溝孔 6）間の管状部材 4 を折り曲げやすくしたものであり、変形区域全体が弱体化部であり、本願発明のように「変形区域（5）の中央の周範囲にのみ、軸部壁（6）の弱体化部を持っている」ものではないから、変形区域と穴の位置関係に関する相違点の看過があると認定した。

容易想到性について、知財高裁は、ブラインドナットの技術分野において、「リベットの軸部が、頭部から遠い方の端部の範囲に、雌ねじを持ち、かつ雌ねじと頭部との間に変形区域を持つこと」は、周知技術であると認定した。そして、引用発明において周知技術を適用した場合に、一体である「拡大溝孔 6a」と「溝孔 6」の構成の一部である「拡大溝孔 6a」だけを残すことは困難であり、そうすべき技術的根拠もなく、そして、「溝孔 6 および拡大溝孔 6a」をすべて残したまま軸部の肉厚を変えたとしても、変形に寄与しているのは溝孔 6 の存在であり、「軸部が孔のない適当な肉厚を有することにより変形を生じる」構成とは必ずしもいえないし、少なくとも、変形後に形成される止め頭部は、本願発明の前記従来技術と同様に、“コスモスの花弁”

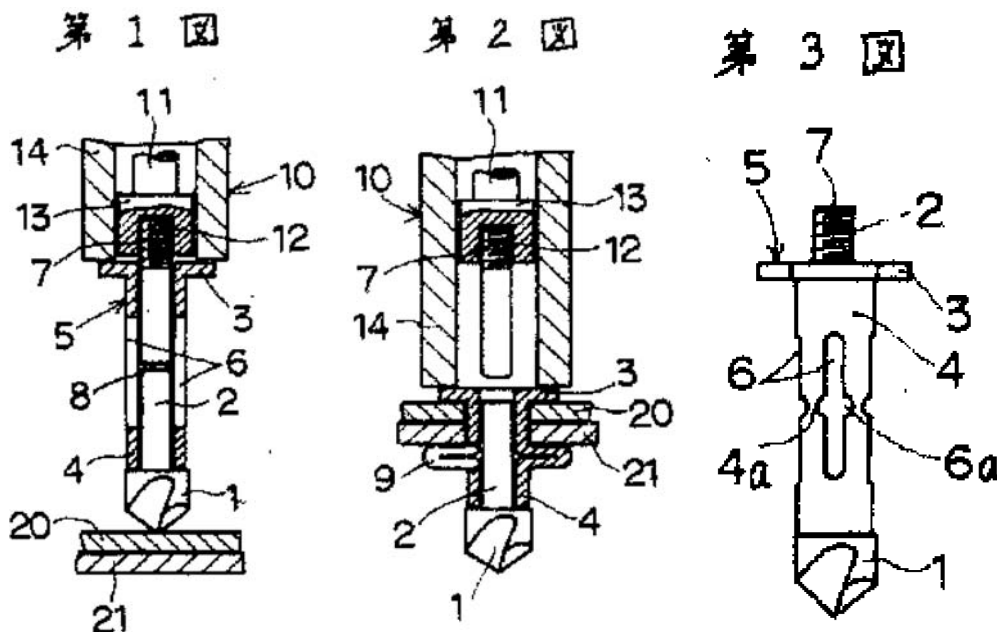
状になり、本願発明における「環状隆起の形の環状止め頭部」を有する構成とならないとして、引用発明に周知技術を適用しても相違点に係る構成は想到できないと判断し、審決を取り消した。

ウ 「メガネレンズ加工装置」事件⁽⁴³⁾

熱可塑性レンズの軸ずれを抑えて効率よく加工できる加工装置に関する本願発明について、審決は、加工具回転軸が 1 つ（シングルスピンドル方式）であるか 一対（ダブルスピンドル方式）であるかという点で引用発明と相違するが、周知技術に基づき容易に想到できたと判断した。

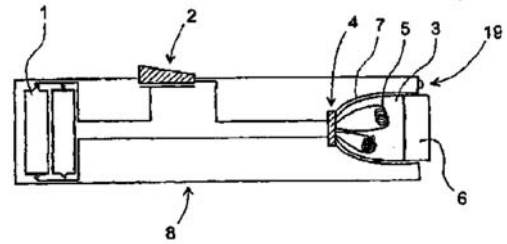
知財高裁は、引用例には、複数の加工具回転軸を備え、複数の砥石によって眼鏡レンズを加工する装置（ダブルスピンドル方式）を用いる従来の玉型加工の方法において問題とされていた軸ずれの発生を防止するために、眼鏡レンズを回転させないという構成を採用したことが開示されているが、加工具回転軸を 1 つとするシングルスピンドル方式については示唆がなく、加工具回転軸が複数あることで起因する問題や、1 つとすることで期待できる効果といった、シングルスピンドル方式を採用する動機付けにつながるものが示されていないと認定した。

そして、ダブルスピンドル方式の眼鏡レンズ加工装置は、加工具回転軸を 1 つとするシングルスピンドル方式の眼鏡レンズ加工装置に比して、機械剛性が高く、加工時間も短いという利点を有するものと推認す



[引用発明（拡開部：9、拡大溝孔：6a）]

ることができるのに対し、シングルスピンドル方式の眼鏡レンズ加工装置がダブルスピンドル方式の眼鏡レンズ加工装置に比して優位な点があることが証拠上認められないとして、引用発明に係る一対の加工具回転軸を備えたダブルスピンドル方式の眼鏡レンズの製造装置につき、当業者において、あえて加工具回転軸を1つとするシングルスピンドル方式の構成を採用することについて動機付けを欠くとして、審決を取り消した。

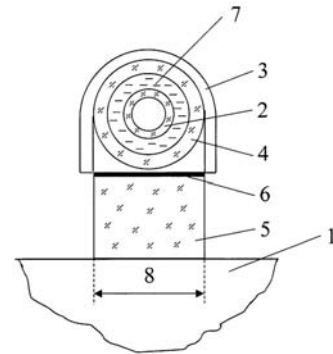


[引用発明 1 (6: プリズム)]

エ 「皮膚科学的治療のためのシステム」事件⁽⁴⁴⁾

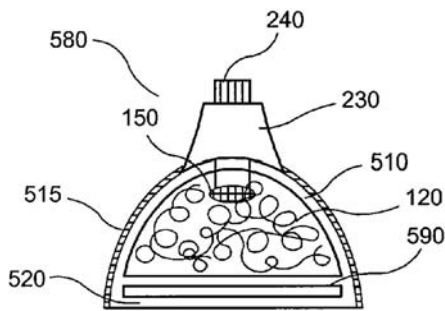
本願発明は、光学的放射線を生物組織に加えるための装置に係る発明であり、光学的放射線の一部を濾光し、生物組織を冷却するために構成された水フィルターを備えることが規定されていた。

審決は、本願発明と引用発明 1 との相違点を、「光学フィルターに関して、本願発明は、水フィルターであって、可燃性材料と封止された筐体の外側表面の一部との間に設けられ、光学的放射線の一部を濾光し、且つ、生物組織を冷却するものであるのに対し、引用発明 1 では、インコヒーレント光源 3 のバルブ本体の前部に配置されたプリズム 6 及びプリズム 6 の側面のコーティングからなるものであって、光学的放射線の一部を濾光するものであるが、生物組織を冷却するものであるかは不明である点」と認定した上で、引用発明 2 と組み合わせて容易に想到できたと認定した。



[引用発明 2 (6: フィルター)]

知財高裁は、引用発明 2 には、「冷却」という項目の下、導波管 5 を冷却するための複数の機構が具体的に紹介されているところ、それらは、いずれもフィルター 6 を含む任意の場所に設けられた液体水フィルターの水及び間隙 7 内の液体又は気体を導波管 5 の冷却に使用するものではなく、液体水フィルター 6 の水を皮膚の冷却に用いることは記載も示唆もされていないとして、引用発明 1 の「プリズム 6 及びプリズム 6 の側面のコーティングからなる光学的フィルター」を引用例 2 の液体水フィルターに置き換えたとしても、光学的フィルターが生物組織を冷却するという相違点に係る本願発明の構成に至らず、当業者が容易に想到できたものではないとして、審決を取り消した。

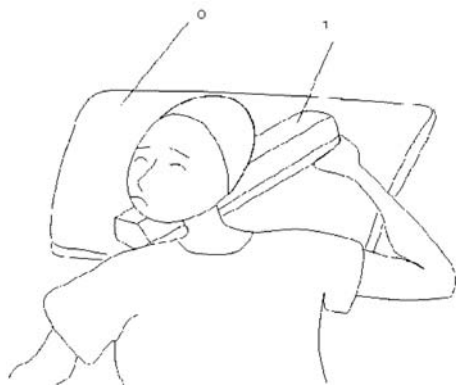


[本願発明 (590: 水フィルター)]

オ 「5 角柱体状の首筋周りストレッチ枕」事件⁽⁴⁵⁾

本願発明は、「発泡プラスチック等弾力性のある材料で作られた 5 角柱体状の首筋周りストレッチ枕」とするものである。審決は、引用発明は「多角形状の外周面をもつ転がし容易な形状」であるものの「5 角柱体状」かは明らかではない点を相違点として認定したが、枕の断面形状を 5 角形とすることは周知技術であり、引用発明の多角形状の一形態として 5 角形の断面形状を選択することは当業者にとって容易であると判

断した。



【本願発明 (1 首筋周りストレッチ枕)】

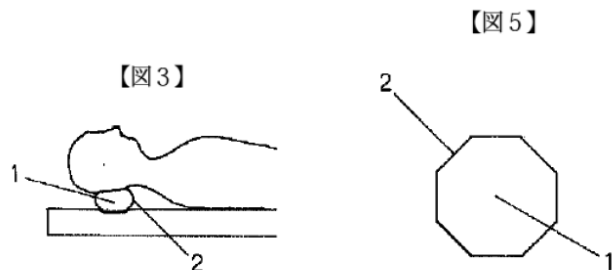
②本願発明は、ストレッチにあたり、枕を五角柱体とすることに格別の技術的意義を見出したものである。これに対し、引用発明は、転がり容易なことを目的とするものであり、その外周面は、円に近い形状の多角形が想定されているものである。引用例に接した当業者は、具体的に開示された八角形よりも角の数の多い多角形状の外周面を持つ形状とすることを通常試みるとはいえるものの、これよりも角の数の少ない多角形状の外周面を持つ形状とすることは、引用発明の目的から離れていくことであって、これを試みること自体に相応の創意を要する。

2 その他の拒絶理由

(1) 発明該当性

発明とは「自然法則を利用した技術的思想の創作」であるところ、特許請求の範囲に記載された事項に非技術的事項が含まれている場合でも、なお、特許法上の「発明」に該当するかどうかの問題となり得る⁽⁴⁶⁾。例えば、「双方向歯科治療ネットワーク」事件の知財高裁判決は、「全体として考察した結果、発明の本質」が、「精神活動それ自体に向けられている」か、それとも「人の精神活動を支援する、又はこれに置き換わる技術的手段を提供するものである」かを、判断基準として示している⁽⁴⁷⁾。

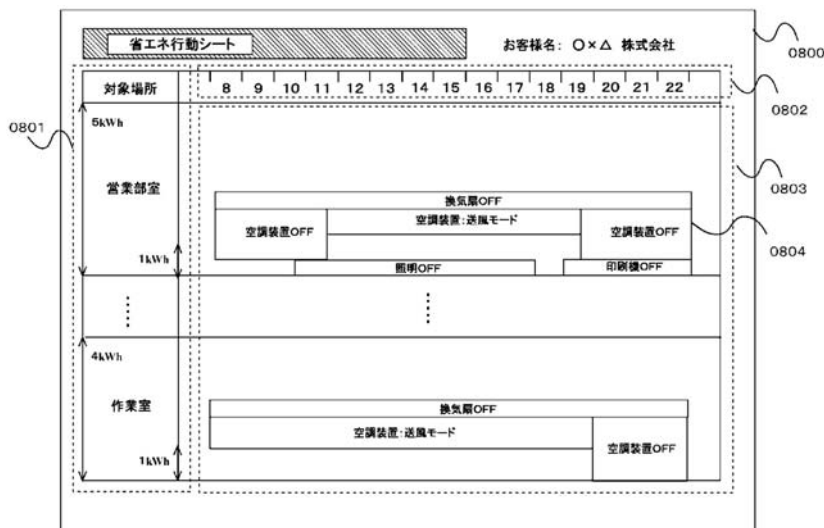
知財高裁は、「省エネ行動シート」事件⁽⁴⁸⁾においても、「特許を受けようとする発明に何らかの技術的手段が提示されているとしても、…全体として考察した結果、その発明の本質が、人の精神活動、抽象的な概念や人為的な取り決めそれ自体に向けられている場合には、『発明』に該当するとはいえない」とし、従来の



【引用発明の【図3】及び【図5】】

これに対し、知財高裁は、以下のとおり認定し、相違点に係る容易想到性の判断に誤りがあるとして、審決を取り消した。

①審決が摘示した参考文献からは、枕の一部を構成する部分に五角形の断面形状を有するものが認められるものの、一部材からなる枕の断面形状を五角形にするという技術事項は開示されているとはいえない。



【本願発明の「省エネ行動シート」】

判断基準と同様の基準を示した。その上で、本願発明は、「該当する第三省エネ行動識別領域に示される省エネ行動を取ることで節約できる概略電力量（省エネ行動により節約可能な単位時間当たりの電力量と省エネ行動の継続時間との積算値である面積によって把握可能な電力量）を示すこと」を「課題を解決するための技術的手段の構成」として採用することにより、利用者が、省エネ行動を取るべき時間と場所を一見して把握することが可能になり、かつ、各省エネ行動を取ることで節約できる概略電力量等を把握することが可能になるという「技術的手段の構成から導かれる効果」を奏するものであると認定した。そして、「本願発明の技術的意義は、『省エネ行動シート』という媒体に表示された、文字として認識される『第三省エネ行動識別領域に示される省エネ行動』と、面積として認識される『省エネ行動を取ることで節約できる概略電力量』を利用者である人に提示することによって、当該人が、取るべき省エネ行動と節約できる概略電力量等を把握するという、専ら人の精神活動そのものに向けられたものである」として、発明該当性を否定した審決の判断を維持した。

（２） 実施可能要件

実施可能要件の判断基準については、例えば、「像処理装置、像記録装置及び像再現装置」事件の知財高裁判決は、「明細書及び図面に記載された事項と出願時の技術常識とに基づいて、当業者が発明を実施しようとした場合に、どのように実施するかが理解できないとき（例えば、どのように実施するかを発見するために、当業者に期待しうる程度を超える試行錯誤等を行う必要があるとき）には、この規定の要件が満たされていないことになる」とする⁽⁴⁹⁾。

以下、紹介する「分散型プレディケート予測を実現するための方法、システム」事件⁽⁵⁰⁾も、「当業者が、明細書の発明の詳細な説明の記載及び出願当時の技術常識とに基づいて、過度の試行錯誤を要することなく、その物を製造し、使用することができる程度の記載があること」と判示しており、表現はやや異なるが同様の判断基準を示している。

同事件では、本願発明は、少なくとも1つの「プレディケート予測器」が、分岐命令内に符号化された「概略プレディケート経路を表す」「情報」に基づき、対応するプロセッサコアにマッピングされた「プレ

ディケート命令の出力を予測する」というものであるところ、次の理由から、実施可能要件を満たしていないと判断された。すなわち、請求項の「概略プレディケート経路を表す情報」「概略プレディケート経路を表す情報」に基づいて行われる「予測」について、知財高裁は、明細書における記載からではその内容を理解することができず、明細書には発明の作用効果（「信頼性の高いプレディケートの正確な予測に役立ち得るプレディケート履歴を生成することができ、同時にコア間の通信を最小にする」）を奏するシステムを製造し、使用することができる程度に記載されていないとし、当業者が発明を実施することができる程度に明確かつ十分に記載されていないことから、実施可能要件を満たしていないと判示した。

（３） サポート要件

サポート要件の判断基準として、平成 17 年の知財高裁大合議判決⁽⁵¹⁾では、「特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断すべき」との一般論が示されている。

「潤滑油組成物」事件⁽⁵²⁾において、本願発明は、潤滑油基油と粘度指数向上剤を含み、「100℃における動粘度が4~12mm²/sであり、粘度指数が140~300である」潤滑油組成物であって、当該潤滑油基油は、特定の性質を有する潤滑油基油成分を、「基油全量基準で10質量%~100質量%」含有するものであるところ、サポート要件を満たすかが争われた。

知財高裁は、本願明細書の記載に接した当業者は、「本発明に係る潤滑油基油成分」を70質量%~100質量%程度多量に含む、「本発明に係る潤滑油基油成分」と同じかそれに近い物性の「潤滑油基油」を使用し、粘度指数向上剤を添加して、100℃における動粘度を4~12mm²/sとし、粘度指数を140~300とした潤滑油組成物は、本願発明の課題を解決できるものと認識できると認定した。

その上で、知財高裁は、審決が本願明細書に接した当業者が普通に想定するとは考え難い「ケース A」

(実施例と比較例の潤滑油組成物を混合した基油)を想定し、これについて発明の課題を解決できるか否かを検討した点は、不適切であるといわざるを得ないとしたが、特許請求の範囲に記載された「基油全量基準で10質量%～100質量%」という数値範囲の下限値により近いような「潤滑油基油」であっても、その含有割合が70質量%～100質量%程度と多い「潤滑油基油」と、本願発明の課題との関連において同等な物性を有すると認識することができるということではできないとして、サポート要件を満たさないとした審決の結論は維持した。

(4) 明確性要件

物の発明について製造方法で特定されている場合(プロダクト・バイ・プロセス・クレーム)において、明確性要件を満たすには、いわゆる不可能・非実際の要件を満たす必要がある⁽⁵³⁾。ここで、クレームに方法的記載がある場合に、いかなる場合にも不可能・非実際の要件を満たす必要があるのかが問題となる。

「ロール苗搭載樋付田植機と内部同行ロール苗」事件⁽⁵⁴⁾では、審決は、請求項1は製造方法で特定されており、不可能・非実際の事情が示されていないと判断した。

知財高裁は、「特許請求の範囲に物の製造方法が記載されている場合であっても、前記の一般的な場合と異なり、当該製造方法が当該物のどのような構造又は特性を表しているのかが、特許請求の範囲、明細書、図面の記載や技術常識から明確であれば、あえて特許法36条6項2号との関係で問題とすべきプロダクト・バイ・プロセス・クレームに当たるとみる必要はない。」と述べて、請求項1は、手順を示すことにより「内部導光ロール苗」の構造、特性を明らかにしたものであるから、特許法36条6項2号との関係で問題とされるべきプロダクト・バイ・プロセス・クレームとみる必要はなく、審決の判断は誤りであるとした。ただし、別の請求項に対する拒絶審決の判断を維持したため、審決の結論は維持された。

3 手続違背

「自己乳化性の活性物質配合物」事件⁽⁵⁵⁾では、引用発明との相違点3及び4に関する容易想到性の判断に関して、拒絶査定においてはじめて文献(溶融押出し等の分子分散体形成のための文献)が示された点が問

題となった。知財高裁は、当該文献は、「周知な技術に関するものではあるが、当業者にとって引用発明に適用すれば試行錯誤なしに相違点3及び4の構成を具備できるような技術といえない以上、審決が、審判手続において相違点3及び4の存在を指摘せず、溶融押出しの技術に関する上記各文献を示すこともなく、判断を示すに至って、初めて相違点3及び4の存在を認定し、それに当該技術を適用して、不成立という結論を示すのは、実質的には、査定理由とは全く異なる理由に基づいて判断したに等しい」として、手続保障から許されないと判断した。

以上

(注)

- (1) 裁判所ウェブサイト(知的財産裁判例集)において、①平成28年1月1日～同年12月31日を対象期間とし、②「特許権」を権利として選択し、③「行政訴訟」を訴訟類型として選択し、かつ、④「無効20」をキーワードとして検索した。なお、カウントに際しては、不成立審決を一部取消した1件、無効審決を一部取消した1件について、それぞれ2件として扱っている。
- (2) 最二小判平成3年3月8日(昭和62年(行ツ)3号)民集45巻3号123頁[リパーゼ]。
- (3) 知財高判(3部)平成28年9月20日(平成27年(行ケ)10242号)[二重輪形成用テープ]。
- (4) 知財高判(4部)平成28年3月30日(平成27年(行ケ)10094号)[ロータリ作業機のシールドカバー]。
- (5) 同様の認定を行うものとして、知財高判(4部)平成28年10月26日(平成27年(行ケ)10197号)[換気構造体]がある。
- (6) 知財高判(4部)平成28年10月12日(平成27年(行ケ)10178号)[アモルファス酸化物薄膜]。
- (7) 知財高判(3部)平成28年3月24日(平成27年(行ケ)10075号)[立体網状構造体製造装置]。
- (8) 知財高判(1部)平成28年4月28日(平成27年(行ケ)10205号)[車両用ルーフアンテナ]。
- (9) 知財高判(2部)平成28年7月20日(平成27年(行ケ)10185号)[タッチパネルシステム]。
- (10) 知財高判(4部)平成28年1月27日(平成27年(行ケ)10028号)[照明装置]。
- (11) 前掲注(4)・知財高判(4部)平成28年3月30日[ロータリ作業機のシールドカバー]。
- (12) 知財高判(4部)平成28年8月10日(平成27年(行ケ)10149号)[平底幅広浚渫用グラブバケット]。
- (13) 深沢正志「シリーズ判例分析 いわゆる『容易の容易』が問題となった事例」特技懇239号(平成17年)85頁。
- (14) 知財高判(1部)平成28年7月28日(平成27年(行ケ)10128号)[半導体装置および液晶モジュール]。

- (15) 知財高判 (1 部) 平成 28 年 10 月 27 日 (平成 27 年 (行ケ) 10175) [照明装置]。
- (16) 知財高判 (4 部) 平成 28 年 10 月 26 日 (平成 28 年 (行ケ) 10009 号) [加湿器]。
- (17) 知財高判 (4 部) 平成 28 年 11 月 30 日 (平成 28 年 (行ケ) 10027 号) [スクリーンポイント]。
- (18) 知財高判 (2 部) 平成 28 年 9 月 26 日 (平成 28 年 (行ケ) 10020 号) [横型冷蔵庫]。
- (19) 知財高判 (2 部) 平成 28 年 3 月 30 日 (平成 27 年 (行ケ) 10054 号) [気道流路および肺疾患の処置のためのモメタゾンフロエートの使用]。
- (20) 知財高判 (特別部) 平成 20 年 5 月 30 日 (平成 18 年 (行ケ) 10563 号) [感光性熱硬化性樹脂組成物及びソルダーレジストパターン形成方法]。
- (21) 知財高判 (4 部) 平成 28 年 2 月 24 日 (平成 27 年 (行ケ) 10081 号) [ピタバスタチンカルシウム塩の結晶]。
- (22) 知財高判 (2 部) 平成 28 年 8 月 24 日 (平成 27 年 (行ケ) 10245 号) [臀部拭き取り装置]。
- (23) 知財高判 (3 部) 平成 28 年 12 月 6 日 (平成 27 年 (行ケ) 10150 号) [炭酸飲料]。
- (24) 知財高判 (2 部) 平成 28 年 10 月 12 日 (平成 27 年 (行ケ) 10176 号) [透明薄膜電界効果型トランジスタ]。
- (25) 知財高判 (特別部) 平成 17 年 11 月 11 日 (平成 17 年 (行ケ) 10042 号) [偏光フィルムの製造法]。
- (26) 知財高判 (2 部) 平成 28 年 10 月 19 日 (平成 26 年 (行ケ) 10155 号) [減塩醤油類]。
- (27) 前掲注 (23)・知財高判 (3 部) 平成 28 年 12 月 6 日 [炭酸飲料]。
- (28) 知財高判 (2 部) 平成 28 年 3 月 9 日 (平成 27 年 (行ケ) 10105 号) [オキサリプラチニウムの医薬的に安定な製剤]。
- (29) 前掲注 (28)・知財高判 (2 部) 平成 28 年 3 月 9 日 [オキサリプラチニウムの医薬的に安定な製剤]。
- (30) 知財高判 (2 部) 平成 28 年 2 月 17 日 (平成 27 年 (行ケ) 10077 号) [水洗便器]。
- (31) 最二小判平成 27 年 6 月 5 日 (平成 24 年 (受) 1204 号) 民集 69 巻 4 号 700 頁 [プラバスタチンラクトン及びエピプラバスタチンを実質的に含まないプラバスタチンナトリウム、並びにそれを含む組成物]。
- (32) 知財高判 (1 部) 平成 28 年 9 月 29 日 (平成 27 年 (行ケ) 10184 号) [ローソク]。
- (33) 前掲注 (3)・知財高判 (3 部) 平成 28 年 9 月 20 日 [二重脛形成用テープ]。
- (34) 前掲注 (10)・知財高判 (4 部) 平成 28 年 1 月 27 日 [照明装置]。
- (35) 知財高判 (3 部) 平成 28 年 6 月 23 日 (平成 26 年 (行ケ) 10166 号) [図書保管管理装置]。
- (36) 前掲注 (12)・知財高判 (4 部) 平成 28 年 8 月 10 日 [平底幅広浚渫用グラブバケット]。
- (37) 知財高判 (4 部) 平成 28 年 9 月 28 日 (平成 27 年 (行ケ) 10260 号) [ロータリーディスクタンブラー錠及び錠]。
- (38) 同一の見解を示すものとして、清水節「無効の抗弁と訂正の再抗弁の審理及び問題点について」パテント 69 巻 3 号 (平成 28 年) 80 頁 (83 頁)。
- (39) 知財高裁ウェブサイトの (知的財産裁判例集) において、①「期間指定」を平成 28 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日とし、②「事件種別 (審決)」につき「審決 (拒絶) 取消」、「審決 (訂正不成立) 取消」、「審決 (却下) 取消」、「特許取消決定取消」又は「却下決定取消」を選択し、③「権利種別」につき「特許権」「実用新案権」を選択して検索を行った。
- (40) 知財高判 (2 部) 平成 28 年 1 月 27 日 (平成 27 年 (行ケ) 第 10066 号) [再構成可能命令セル・アレイ]。
- (41) 知財高判 (2 部) 平成 28 年 2 月 17 日 (平成 26 年 (行ケ) 第 10272 号) 判例時報 2298 号 91 頁 [自己乳化性の活性物質配合物]。
- (42) 知財高判 (2 部) 平成 28 年 2 月 17 日 (平成 27 年 (行ケ) 第 10090 号) [盲鋏素子及びその使用]。
- (43) 知財高判 (4 部) 平成 28 年 3 月 2 日 (平成 27 年 (行ケ) 第 10078 号) [メガネレンズ加工装置]。
- (44) 知財高判 (4 部) 平成 28 年 5 月 11 日 (平成 27 年 (行ケ) 第 10122 号) [皮膚科学的治療のためのシステムおよび装置]。
- (45) 知財高判 (2 部) 平成 28 年 3 月 23 日 (平成 27 年 (行ケ) 第 10165 号) [5 角柱体状の首筋周リストレッチ枕]。
- (46) この点についての従来の扱いについてのまとまりのある論考として、例えば、相田義明「明細書の記載要件の実務と裁判例」特技懇 247 号 (平成 19 年) 100 頁を参照されたい。
- (47) 知財高判 (1 部) 平成 20 年 6 月 24 日 (平成 19 年 (行ケ) 第 10369 号) 判例時報 2026 号 123 頁 [双方向歯科治療ネットワーク]。
- (48) 知財高判 (4 部) 平成 28 年 2 月 24 日 (平成 27 年 (行ケ) 第 10130 号) [省エネ行動シート]。
- (49) 知財高判 (2 部) 18 年 10 月 14 日 (平成 17 年 (行ケ) 第 10579 号) [像処理装置、像記録装置及び像再現装置]。
- (50) 知財高判 (2 部) 平成 28 年 8 月 3 日 (平成 27 年 (行ケ) 第 10148 号) [分散型プレディゲート予測を実現するための方法、システム]。
- (51) 知財高判 (特別部) 平成 17 年 11 月 11 日 (平成 17 年 (行ケ) 第 10042 号) 判例時報 1911 号 48 頁 = 判例タイムズ 1192 号 164 頁 [偏光フィルムの製造法]。
- (52) 知財高判 (4 部) 平成 28 年 11 月 30 日 (平成 27 年 (行ケ) 第 10042 号) [潤滑油組成物]。
- (53) 前掲注 (31)・最二小判平成 27 年 6 月 5 日 [プラバスタチンラクトン及びエピプラバスタチンを実質的に含まないプラバスタチンナトリウム、並びにそれを含む組成物]。
- (54) 知財高判 (3 部) 平成 28 年 11 月 8 日 (平成 27 年 (行ケ) 第 10025 号) [ロール苗搭載樋付田植機と内部同行ロール苗]。
- (55) 前掲注 (41)・知財高判 (2 部) 平成 28 年 2 月 17 日 [自己乳化性の活性物質配合物]。

(原稿受領 2017. 5. 23)